

生駒市消防本部訓令甲第1号

生駒市消防事務決裁規程及び生駒市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

生駒市消防長 川端 信一郎

生駒市消防事務決裁規程及び生駒市消防職員服務規程の一部を改正する訓令

(生駒市消防事務決裁規程の一部改正)

第1条 生駒市消防事務決裁規程(平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号)

の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「総務部長、総務部次長」を「財務部長、財務部次長」に改める。

第10条第7号中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

(生駒市消防職員服務規程の一部改正)

第2条 生駒市消防職員服務規程(平成27年8月生駒市消防本部訓令甲第1号)

)の一部を次のように改正する。

様式第9号中「介護時間(診断書・申入書添付)」を  
子育て部分休暇

書・申入書添付)

に改める。

(養育する子の生年月日が印字されたもの等の写し)」

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。